

千葉市立稲毛高等学校と敬愛大学との連携教育に関する協定書

千葉市立稲毛高等学校(以下「高校」という。)と敬愛大学(以下「大学」という。)は、高校と大学の連携教育を実施することに合意し、協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、高校に在学する生徒が大学教育への理解を深め、学ぶことへの意欲を高めることで主体的な進路選択をすることに資するとともに、高校と大学双方の協働的な取組により、グローバルな視点を持って地域を支える人材を共に育成することを目的とする。

(協力事項)

第2条 高校と大学は、次の事項について協力する。

- (1) 出張講義、大学の授業科目の履修に関する連携
- (2) 地域課題の解決等の探究的な学習に関する連携
- (3) 海外からの留学生との交流・学習に関する連携
- (4) キャリア教育に関する連携
- (5) その他必要と認める連携

(期間)

第3条 本協定は、双方の署名により発効し、平成32年3月31日まで有効とする。

ただし有効期間満了の2ヶ月前までに高校と大学の双方に異論の無い場合は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(事故の免責)

第4条 通学途中及び学内における事故やその他の災害・事故については、大学の責任は問われない。

(その他)

第5条 本協定に定めるもののほか、連携協力の具体的事項およびその他必要な事項については、高校と大学が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者の署名捺印のうえ各々1通を保有する。

平成31年3月4日

千葉市立稲毛高等学校

敬愛大学

Ⓜ

Ⓜ

校長 遠藤明男

学長 三幣利夫